



# 健康診断機関の医師 医療区分

## 一般の医療機関の医師 2次検査、精密検査

## 産業医 就業区分、保健指導

一次健康診断：労働安全衛生法第66条第1項、同条第5項ただし書きの規定による健康診断  
 二次健康診断：労働者災害補償保険法第26条第2項第1号の規定による健康診断